

「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則（改正案）」について（概要）

1 経緯

本市では、再生資源物の屋外保管場における再生資源物の崩落、飛散、汚水の流出、火災の発生等を防止し、市民の生活環境を保全することを目的に、令和3年11月1日付で「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」（以下「条例」と表記）並びに「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例規則（以下、「条例規則」と表記）」を施行しました。

条例に基づく継続的な指導により、約9割の事業場において再生資源物の保管基準が遵守されていますが、火災については、条例施行後も小規模な火災を含め年4件前後発生しており、火災の発生防止や延焼防止に向けた対応策が必要と考えています。

2 条例規則改正の目的

火災は、再生資源物にリチウムイオン電池を含む使用済電気電子機器等が混在する「雑品スクラップの保管場」で多く発生しており、混入したリチウムイオン電池からの出火が主な原因であると考えられます。

このため、「再生資源物」のうち、火災発生の要因となりやすい「雑品スクラップ」について、条例規則において、より厳格な保管基準を新たに定め、火災の発生防止及び延焼リスクを軽減することを目的とします。

3 条例規則改正の概要

（1）定義の追加

再生資源物の中で、火災の原因となる恐れがあるものを新たに定義し、保管基準を設けます。新たに設けられる用語の意味は概ね以下のとおりとなります。

①雑品スクラップ

再生資源物のうち、使用済みの電気電子機器が混合された状態のものをいいます。

②火災注意品目

再生資源物のうち、電池や潤滑油といった火災原因となる恐れがあるものをいいます。

③不燃材料

建築基準法で定められた不燃材等をいいます。

（2）許可の申請書、添付書類に記載する事項及び添付書類の追加

屋外保管事業場の設置の許可を受ける際の、許可申請書等に新たな記載項目を設けるとともに、必要となる添付書類を追加します。

①申請書並びに添付書類（標準作業書）に追加する記載事項

事業場内が無人になる期間に火災等が発生した場合の、認知する手段と対応の方法の記載が必要になります。

②添付書類の追加（雑品スクラップを保管する場合のみ）

雑品スクラップの保管場を設定する場合は、保管場を囲う壁や、事業場を囲う壁が不燃材料であることがわかる書類が必要になります。

（3）保管場に設置する掲示板の記載事項の変更

再生資源物の保管場ごとに設置を義務付けている掲示板について、雑品スクラップや火災注意品目の保管場も対象とします。

(4) 保管基準の追加

保管基準を見直し、概ね以下のような基準を設けます。

① 雑品スクラップの保管基準【新規】

ア 保管の間隔について

雑品スクラップを保管する場合は、事業場を囲う壁や、隣接する保管場等と3メートル以上の距離を確保することとします。

イ 囲いについて

雑品スクラップの保管場は、不燃材料の壁で3方向を囲うこととします。

ウ 保管場を設置する場所の指定

事業場の入口から雑品スクラップの保管場までの道は、消防車両を用いた消防活動が可能な道幅（6メートル以上）があることとします。

② 雑品スクラップ以外の再生資源物の屋外保管の場所（火災注意品目の屋外保管の場所を含む）

新たに定義された火災注意品目についても、保管場を設定することとし、その保管には、再生資源物の保管基準が適用されるほか、火災の延焼を防止する措置として、以下のような措置が求められます。

ア 火災注意品目の保管場の周囲には、可燃物等の火災発生時に延焼する恐れがあるものを置かないこととします。

イ 火災注意品目のうち、電池（バッテリー含む。）は、他の火災注意品目と分別し、保管することとします。

4 条例規則の公布後の手続き

(1) 条例規則の公布後に雑品スクラップの屋外保管の場所を新たに設置する場合

事業場内に新たに雑品スクラップの保管場を設定する場合（既に雑品スクラップの保管場を設けている場合を除く。）には、条例に基づく変更申請が必要になります。（条例規則に基づく軽微な変更には該当しないため、届け出では変更できません。）

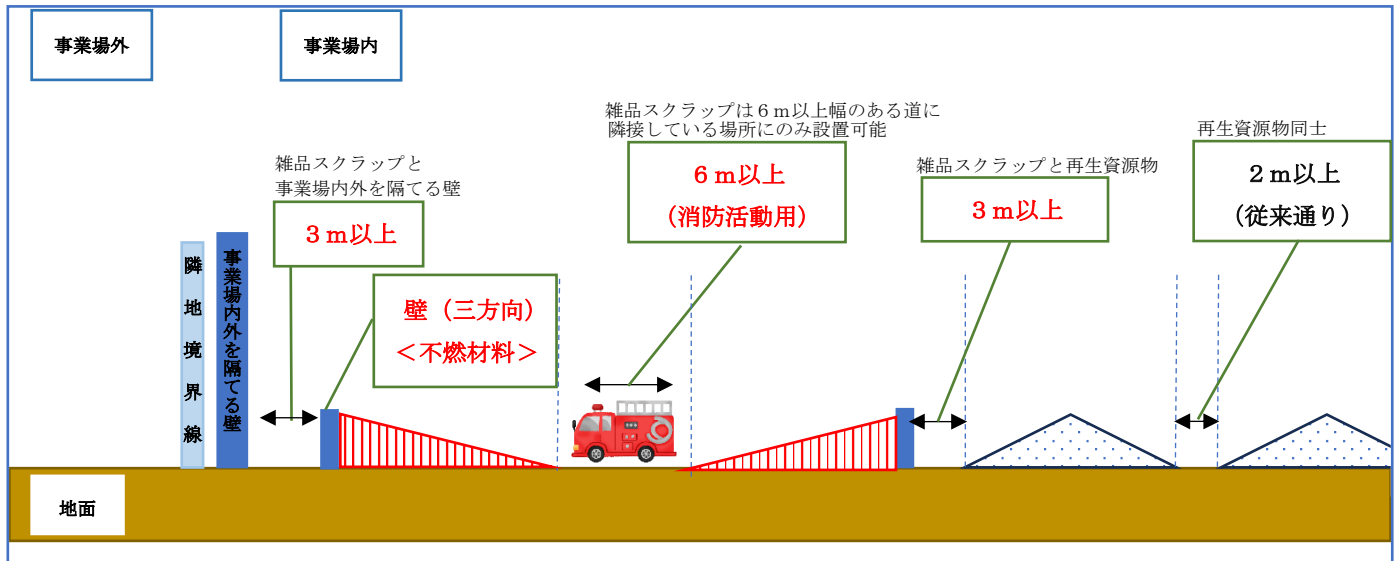
(2) 従前の事業者の取扱い

既存の雑品スクラップを扱っている許可事業者を対象に、新たな保管基準に移行するまでの経過措置（概ね6か月程度）の規定を設け、期間中に必要な事項についての届け出を行うことで、変更許可を受けたものとみなす予定です。

5 雑品スクラップの保管を行う場合のイメージ図

(縦線＝雑品スクラップの屋外保管の場所、点線＝再生資源物の屋外保管の場所 (火災注意品目の屋外保管の場所を含む))

【立面図】



【平面図】

